

京都府から市町村への権限移譲に関する基本的な考え方（案）

1. 条例による早期権限移譲に伴う措置

- ① 必要な経費については、現在の事務処理特例交付金の方式（人件費単価に事務処理時間を乗じ、必要な事務費を加える方式）により確実に措置する。
- ② 必要がある場合は、府職員の派遣を含めて、適切な対応を行う。

2. 条例による早期権限移譲事務

- ① まちづくり関連などで市町村から移譲希望のある事務
- ② 府による「同意」や「協議」などのように移譲することによって、市町村の事務的な負担が軽減できる事務
- ③ 住民に密着した事務

3. 新地方分権一括法による円滑な権限移譲に向けての取組

新地方分権一括法による円滑な権限移譲に向けて、市町村との協議のもとで、課題の整理を行うとともに、実務研修やマニュアル作成などの支援を行う。